

令和8年4月3日
建設水道課

指名停止措置の概要

- 1 指名停止対象業者名及び住所
業者名 株式会社八洲建築設計事務所
住 所 青森市松原3丁目14番13号
- 2 指名停止の期間 令和8年4月3日から令和8年5月27日まで
- 3 指名停止の理由 株式会社八洲建築設計事務所は、青森県が発注した業務委託の履行にあたって、過失により業務を粗雑にしたため、令和8年3月27日に青森県において指名停止を受けた。
これは横浜町建設業者等指名停止要領第3条（指名停止の措置）に該当するため。

問合せ先 担当課 建設水道課
電話番号 0175-78-2111（内線）353